



# 登園・登所許可証明書

下記の疾患で令和 年 月 日から療養中のところ、現在軽快し他児への感染のおそれはない  
と思われますので令和 年 月 日から登園・登所してよいことを証明します。

## 記

該当疾患 に○	疾患名	出席停止期間の基準（学校保健法施行令及び施行規則による） ※以下の基準に基づき、主治医が判断する。
	インフルエンザ	症状が始まった日から7日目または解熱後3日経過するまで
	百日咳	特有な咳が消失するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺の腫脹が消失するまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜炎（プール熱・アデノウイルス等）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	腸管出血性大腸菌感染症（O157等）	医師によって伝染のおそれがないと認められるまで
	流行性角結膜炎（はやり目）	医師によって伝染のおそれがないと認められるまで
	感染性胃腸炎（ノロウイルス・ロタウイルス）	嘔吐、下痢症状が軽快し、全身状態が回復するまで
	マイコプラズマ感染症	解熱し、咳が軽快するまで
	結核	感染のおそれが亡くなってから

生活での注意事項（ ）

園児氏名 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

印